

前 回 （ 1 0 月 3 1 日 ） の 議 論

○検討項目「総論」（「9. 財務書類の体系」及び「10. 勘定科目」を除く）及び「貸借対照表」の「11. 作成目的」に係る意見等

- ・「3. 財務書類の作成目的」について、企業会計でも概念フレームワークが検討されており、その基本的な考え方は、①財務諸表の利用者は誰か、②利用者のニーズは何か、③財務報告の基本目的は何か、④財務諸表の質的特徴、というロジックで展開されている。作成目的等を記載するのであれば、これを踏まえて記載すべきではないか。また、会計基準のみを考えるのであれば、記載しなくてもよいのではないか。
- ・「5. 財務書類の構成要素」の財源という用語について、市民にもわかりやすい世界の共通語を使うべきではないか。
- ・「5. 財務書類の構成要素」の財源については、親会である「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）でもあまり議論されていないため、本作業部会でも一定の意見と本案が出ているということを、次回開催される研究会で議論すればよいのではないか。
- ・「5. 財務書類の構成要素」の純資産について、「現役世代」とあるが、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」に記載のある「現世代」とした方がよいのではないか。

○検討項目「貸借対照表」の「17. 有形固定資産の科目分類・評価基準」のうち評価基準に係る意見等

- ・国も資産の一部は再評価をしている中で、国との比較も重要ではないか。
- ・取得原価・公正価値評価のどちらが有用かということを考えると、非常に難しい議論であるが、メリット・デメリットを多面的に議論し、最終的には実務上の影響も踏まえて、例えば再評価をするかどうかを判断すればよいのではないか。
- ・償却資産を公正価値で評価する場合、再評価も実施することを踏まえると、再評価のコストや事務負担、橋梁やトンネルは現実的に再評価できるのかといったことを考慮する必要があるのではないか。
- ・償却資産に係る公正価値評価については、減価償却終了時に再調

- 達価額分の資金が留保されるという考え方であり、大まかには筋の通った考え方ではないか。確かに実施の可否等はあるが、現行の新地方公会計モデルでも再評価は求めているが、償却資産も何らかの形で再評価を実施するという議論もありうるのではないか。
- ・ 地方公共団体の事業目的が長期的・持続的な行政サービスの提供にあることを踏まえると、そのために保有する固定資産の評価については、取得原価に目的適合性があるのではないか。
 - ・ 公正価値評価と言った場合、再調達原価と市場売却価値の2つがあるが、会計上の再調達原価の定義は、同じサービスを提供するものを今つくったら幾らかということである。同様な建物を、今建てたら幾らかという評価であり、維持更新の把握にはあまり有用ではないのではないか。また、将来価値を見る取替原価という考え方があるが、現行の会計にはない考え方である。
 - ・ 再調達原価のコンセプトは、もともとは商品の売上原価が上がっている時に再調達で評価すると、売買損益と保有損益を区別できるといったことにあるのではないか。地方団体の場合は、長期的な維持更新計画を策定するための基礎データとして取得原価の財務書類を活用するという考え方が一般的ではないか。
 - ・ 公正価値評価に係る有用性のデメリットにもあるように、将来の維持更新のために、受益も得ていない将来分について現世代が負担するという財源の議論があるのではないか。
 - ・ 公共施設の総量縮小や長寿命化・耐震化の観点が重要であるが、将来世代が決定することであり、地方公営企業のような受益者負担がある場合は別であるが、一般会計で各期末に再評価を実施する必要性は低いのではないか。ただし、売却可能資産については、本表・注記にするかの開示の議論はあるが、時価とする必要があるのではないか。
 - ・ 取得原価、公正価値評価どちらも有用な情報ということには変わりはなく、どちらか一つを適用するという結論で決めるべきではないのではないか。貸借対照表にどちらの価額で表示するのかということであり、例えば貸借対照表には原則として取得原価（売却可能資産は公正価値評価）で表示し、台帳には取得原価だけではなく、公正価値評価等の価額を登載するような形もあるのではないか。

- ・実務面で取得原価を算出する場合、仮に基準モデルから移行するときは、公正価値評価で台帳が整備されているため、その価額をデフレーターで割り戻すといった方法であれば、それほど負担にはならないのではないか。仮に総務省方式改訂モデルから移行するときは、大半の地方団体が決算統計を活用して取得原価に近い形で作成している中で、地方公営企業の法適用化時にも過去の支出額を基礎として固定資産情報の整備がなされているため、過去の支出額（決算統計における普通建設事業費等）を基礎として有形固定資産の決算額を割り振って台帳価額を算出するという方法を認めてもよいのではないか。また、再調達価額については、必要に応じて算出・登載することでよいのではないか。
- ・公正価値評価の情報を、仮に台帳に登載するにしても、実務上の負担は同じではないか。
- ・連結対象となる地方公営企業や地方独立行政法人等も取得原価ベースであることを踏まえると、実務的には取得原価で統一した方がよいのではないか。
- ・使用料の算定を償却費ベースとする場合には、現在の価額の方がよいのではないかということはあるが、地方公営企業も取得原価である中で、公共施設の維持管理経費も賄えていない現状を踏まえる必要があるのではないか。将来の更新投資に関しても、現在の価額で算出しても、その価額のベースは物量・単価のようなものをベースとするため、あえて本表に現在の価額を表示しなくてもよいのではないか。
- ・現行制度でも、公有財産台帳の金額情報を時価で記載することとなっている地方団体があることに留意する必要があるのではないか。

○検討項目「貸借対照表」の「各種資産の評価基準の取扱い」に係る意見等

- ・「17. 有形固定資産の科目分類・評価基準」の科目分類について、国も省庁別に財務書類を作成しており、総務省方式改訂モデルと同様の目的別情報も分散して掲載されていると考えられるのではないか。有形固定資産の評価基準に係る議論と同様に、性質別・

目的別の両方を作成することも考えられる中で、どちらの方が表示科目として有用性があるかということではないか。なお、「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」の地方団体の委員からは、実務的には目的別の方が有用ではないかとの意見があった。

- ・「17. 有形固定資産の科目分類・評価基準」の科目分類について、イギリスでも行政コストについては目的別に表示している。本表・附属明細書どちらで表示するかは議論があるが、目的別に表示すること自体は重要ではないか。
- ・「19. 有形固定資産の計上基準」の物品について、重要物品という定義を所持している地方団体が多いと考えられるため、金額基準ではなく、地方団体が定めている規則をベースにした方がよいのではないか。
- ・「19. 有形固定資産の計上基準」の物品について、地方団体の規模等によって物品の計上基準に相違があり、比較可能性を考慮すると、一律の基準が必要ではないか。
- ・「19. 有形固定資産の計上基準」の物品について、物品として計上される総額は大きくないと考えられるため、その計上金額を任意で定めている民間企業に近い考え方を認めてもよいのではないか。
- ・「19. 有形固定資産の計上基準」の資本的支出と修繕費の区分について、地方公営企業では修繕費支弁基準を定めているところもある。このようなものの作成に関して、基準又はマニュアル等で定めるのか、地方団体の判断かを整理すればよいのではないか。
- ・「22. たな卸資産の評価基準」について、重要性の乏しいものとして消耗品等と記載されているが、地方公営企業の会計基準と表現をあわせた方がよいのではないか。
- ・「24-1. 出捐金の取扱い」について、マニュアルでの記載ということであるが、重要な概念でもあるため、基準に記載してもよいのではないか。
- ・「25. 固定資産の減損」について、マネジメントのためには適用は必要と考えているが、実務の簡便性も考慮する必要がある。基準の方向性は、「20. 無形固定資産の科目分類・評価基準」と同様に、「有用性と費用対効果を検討」といった記載にした方がよいのではないか。

○検討項目「貸借対照表」の「減価償却の取扱い」に係る意見等

- ・「27. 耐用年数」について、道路の耐用年数は国にあわせて48年としており、実際はそれより短いのではないかということであるが、道路が国と地方で何か考え方が違うのかということも検討した方がよいのではないか。
- ・「29. 簡便法と取替法」の取替法について、現状の採用団体が東京都等に限られている中で、その影響を考慮する必要があるのではないか。
- ・「29. 簡便法と取替法」の取替法について、道路を減価償却する場合、維持更新した部分を除却する必要がある、むしろ事務が煩雑になるのではないか。取替法のデメリットとして、一時期に多額の費用が計上される場合があるということであるが、道路について取替法を実施している東京都では、予算管理されている中で、過去の実績を見ても一定額である。予算が不足して必要な修繕等ができていないといった情報を出した方が有用ではないか。
- ・「29. 簡便法と取替法」の取替法について、管理している中で、実際に予算がつかないケースが多く、地方団体であるのではないか。予算が不足して必要な修繕等ができていないということが、どこかでわかれば意義はあるが、把握が可能なものの議論が必要ではないか。取替法については、地方公営企業でも選択制（50％は減価償却）で、水道事業の管渠等について適用している企業があるが、逆に50％までしか減価償却していない中で、必要な更新額の確保ができていない企業もあるため、取替法の適用は慎重に検討した方がよいのではないか。

○検討項目「貸借対照表」の「各種引当金の取扱い」及び「その他の個別科目の取扱い」に係る意見等

- ・「32. 貸倒引当金（回収不能見込額）」について、総務省方式改訂モデルの計算式のように具体的に記載したことにより、結果的に過小計上となるような場合が見られるため、現行の基準の方向性程度の記載とした方がよいのではないか。
- ・「32. 貸倒引当金（回収不能見込額）」の勘定科目名について、回収不能見込額は引当金とわかりづらい。同じ債権の引当金であるため、貸倒引当金でよいのではないか。
- ・「33. 投資損失引当金」について、現行の金融商品会計基準では、減損処理となっているため、引当金ではなく減損処理でよいのではないか。

- ・「33. 投資損失引当金」について、民間企業でも金融商品会計基準が導入されて引当金の計上は限定的となっているため、継続するかは慎重に検討すべきではないか。また、著しい下落の判定基準について、現行の金融商品会計基準では、基本的に50%以上であることを踏まえて、検討した方がよいのではないか。
- ・「34. 賞与引当金」について、期末手当・勤勉手当は財務諸表の作成時に確定していると言えるのではないかと考えられ、どちらかというと未払費用としての計上もありうるのではないか。また、法定福利費は、記載のとおり計上すべきではないか。
- ・「35. 退職給付（手当）引当金」について、民間企業の退職給付会計では一時金だけではなく年金も対象としているため、年金についても議論すべきではないか。また、一時金のみについて退職給付引当金という科目名を使用するのは、誤解を与えるのではないか。
- ・「36. 損失補償等引当金」について、引当金の計上基準を満たしたものを計上すべきであり、それ以外は偶発債務として注記することによいのではないか。
- ・「37. 歳計外現金」について、複式仕訳の対象といったことよりも、貸借対照表への記載の有無を検討すればよいのではないか。
- ・「39. 売却可能資産」について、国際財務報告基準では、売却目的で保有する非流動資産という基準があるが、要件が厳しく評価方法も低価法としているため、定義を明確・厳密にし、評価方法も低価法とした方よいのではないか。現在の定義を残すのであれば、注記といった方法もあるのではないか。
- ・「39. 売却可能資産」について、資産・債務改革の観点から広く定義づけ、注記での対応がよいのではないか。
- ・「40. リース資産」について、実態を調査してみればよいのではないか。対象はあまりないと考えられるが、大きな論点としては、PFIがあるのではないか。
- ・「41. 基金（基金借入の取扱い）」について、相殺表示となっているが、論点としては、両建表示の考え方もあるのではないか。